

# 交通事故相談の概要

令和5年度

群馬県交通事故相談所

## ま え が き

群馬県交通事故相談所の運営につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

群馬県では、第11次群馬県交通安全計画において、令和7年までに「交通人身事故発生件数及び自転車の関係する交通人身事故発生件数を令和元年比3割以上減少」とする目標を設定し、群馬県交通安全条例及び群馬県交通安全教育アクション・プログラムに基づき、幅広い年齢層を対象とした交通安全教育を実施することにより、県民が安心安全、かつ、幸せに暮らせる「交通安全県・群馬」の確立を目指して交通安全活動に取り組んでおります。

さて、令和5年中の県内の交通人身事故発生状況は、

発生件数 10,038件（前年比 + 235件 + 2.4%）

死者数 47人（前年比 ± 0人 ± 0人）

負傷者数 12,377人（前年比 + 305人 + 2.5%）

であり、発生件数、負傷者数はいずれも前年と比較して増加しましたが、死者数については、統計を取り始めた昭和28年以降、2番目に少ない状況でありました。

このような状況の中、令和5年度の交通事故相談件数は243件であり、相談内容は、事故の過失割合や損害額の算定、保険会社が提示した賠償額に対する不満、自転車による事故相談など、複雑化・専門化しています。当事者間で解決するのが難しい相談も多く、交通事故相談は依然として、重要な業務となっております。

この冊子は、令和5年度に交通事故相談所で受け付けた相談の概要を取りまとめたものですので、有効に御活用ください。

当相談所では、引き続き交通事故による様々な問題の解決に向けた指導・助言を行い、県民の身近な相談所として利用していただけるよう努力してまいりますので、関係の皆様のご支援と御協力をよろしくお願いいたします。

令和6年4月

群馬県交通事故相談所長 松田 隆行

# I 群馬県交通事故相談所の概況

## 1 沿革

昭和41年 5月	交通事故相談所が群馬県交通安全協会により県庁構内に開設
昭和42年 7月	群馬県行政組織規則に基づき群馬県交通事故相談所が設置される。主管課を総務部広報文書課とする。
昭和42年 8月	主管課を総務部消防交通課とする。
昭和46年 4月	主管課を県民生活部県民課とする。
昭和53年 4月	主管課を企画部交通対策課とする。
昭和62年 4月	群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80-4)に移転する。
平成5年 4月	主管課の名称が企画部交通政策課となる。
平成15年 4月	企画部廃止に伴い交通政策課及び交通事故相談所が土木部に移管される。
平成16年 4月	土木部が県土整備局となる。交通事故相談所が県庁内に移転する。
平成19年11月	理事制の廃止に伴い県土整備局が県土整備部となる。
平成31年 4月	組織改正に伴い主管課を県土整備部道路管理課とする。

## 2 現況

### (1) 業務内容 (群馬県交通事故相談所運営要領第2条及び第3条)

交通事故相談 (賠償・更正問題等)、被害者又はその家族への関係機関の教示、市町村の交通事故相談に関する指導、被害者援護に関する広報

### (2) 職員体制

所長、相談員 2人

注) 平成31年 4月 1日 から道路管理課長が所長を兼務

### (3) 受付時間

月曜日から金曜日 (祝日を除く。) の午前 9時から午後 3時30分までの間

## 3 広報活動

県及び市町村の広報誌により利用を呼びかけるとともに、チラシ等を配布して周知を図った。また、群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/7473.html>) に利用案内を掲載した。



県ホームページ

### 群馬県交通事故相談所のご案内

示談や損害賠償請求、自動車保険など交通事故により生じた様々な問題を解決するために、**専門の相談員**が公正・中立な立場から助言を行います。  
相談内容については、**秘密を厳守**します。**費用は無料**です。  
お気軽にご利用ください。

**示談について**

示談書にサイン、調停申付の申請、後遺症の心証です。被害者側から示談申し込んでも、示談が成り立たない場合があります。

**損失の賠償(割合)について**

示談が成立しない場合、被害者側から示談を申し込んでも、示談が成り立たない場合があります。被害者側から示談を申し込む場合は、示談が成り立たない場合、被害者側から示談を申し込む場合は、示談が成り立たない場合があります。

**損害賠償請求について**

交通事故の被害者や、任意で保険に入っている、被害者側から示談が成り立たない場合、被害者側から示談を申し込む場合は、示談が成り立たない場合があります。

**交通事故に陥ると**

被害者側から示談を申し込む場合は、示談が成り立たない場合があります。

【ホームページ】 <http://www.pref.gunma.jp/04/h2110273.html>

相談所チラシ (A4判)

### 交通事故で困ったら・・・

交通事故により生じた問題に対し、専門の相談員が公正・中立な立場から助言をし、解決のお手伝いをします。 **秘密厳守 無料**

### 群馬県交通事故相談所

☎027-243-2511

受付時間 月～金(祝日除く) 午前9:00～午後3:30

面接またはお電話で受け付けております。お気軽にご相談ください。

相談所案内 (名刺大)

### 群馬県交通事故相談所

群馬県庁  
群馬大橋  
群馬大橋  
群馬大橋

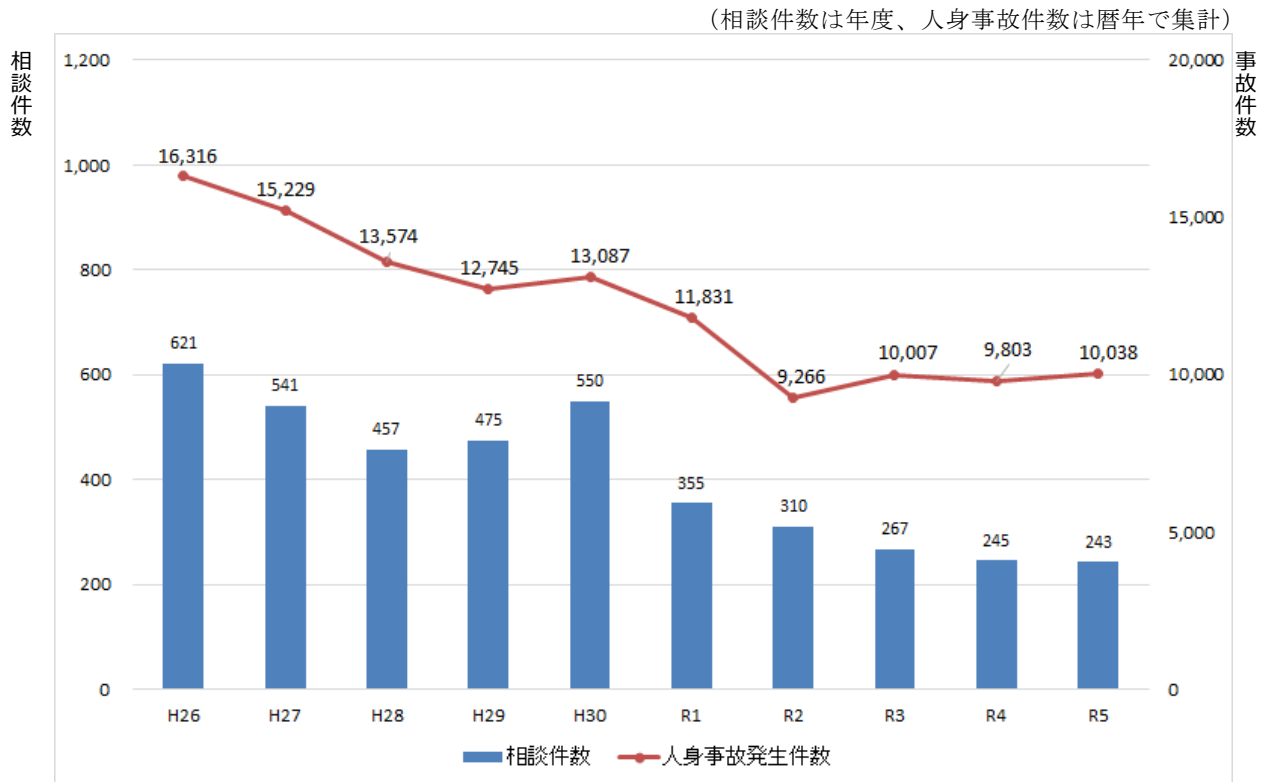
前橋市大手町1-1-1  
県庁20階  
(JR前橋駅から徒歩6分)

ホームページ  
<http://www.pref.gunma.jp/04/h2110273.html>

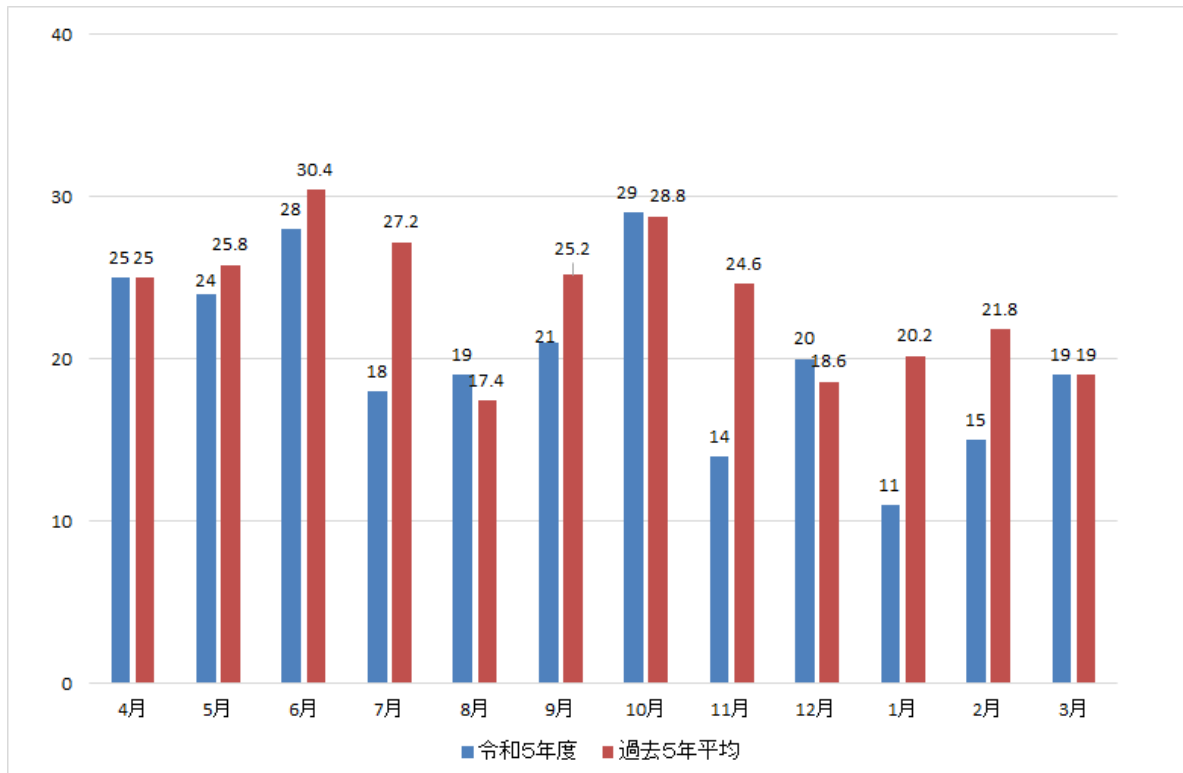
## II 交通事故相談受理状況

### 1 相談件数の推移

・令和5年度相談件数 243件（前年比－2件）



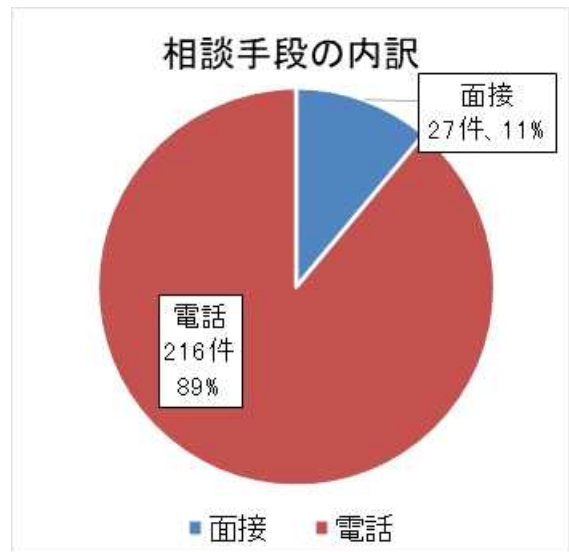
### 2 月別相談件数



### 3 相談方法

・約9割が電話による相談であった。

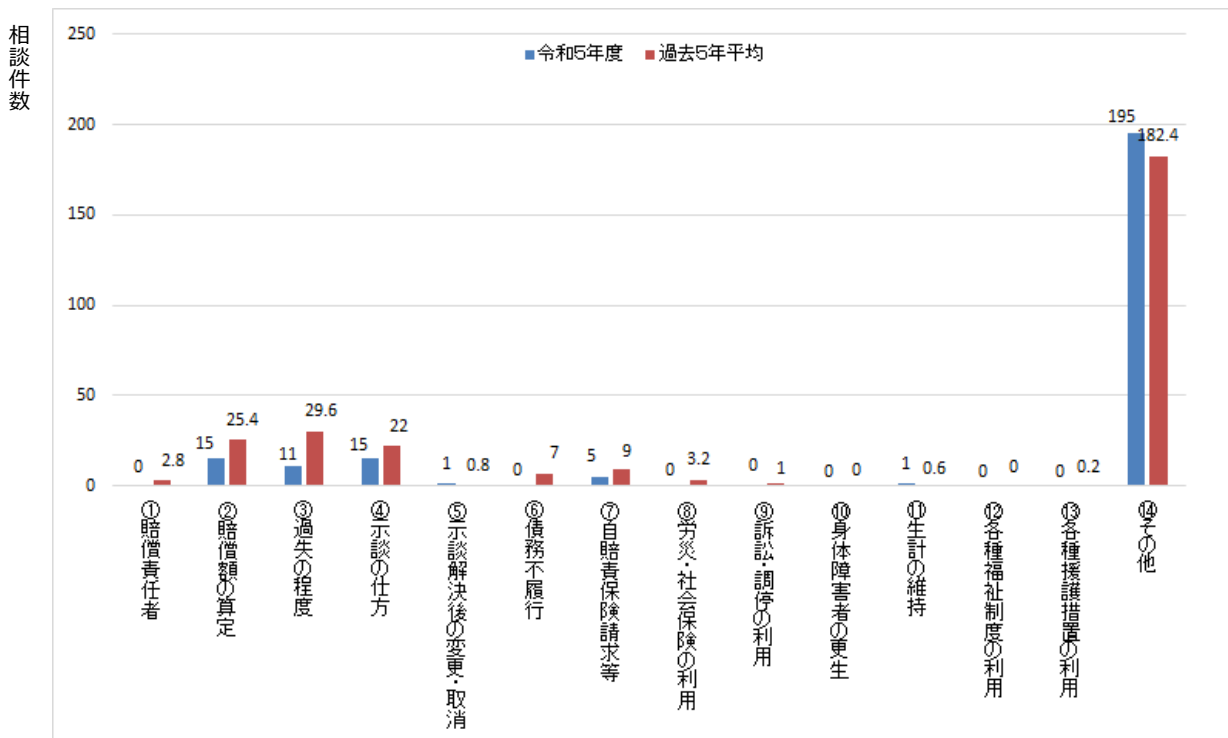
区分 月別	面 接	電 話	合 計
4月	3	22	25
5月	3	21	24
6月	0	28	28
7月	2	16	18
8月	3	16	19
9月	5	16	21
10月	2	27	29
11月	3	11	14
12月	2	18	20
1月	1	10	11
2月	1	14	15
3月	2	17	19
小計	27	216	243



### 4 相談の内訳

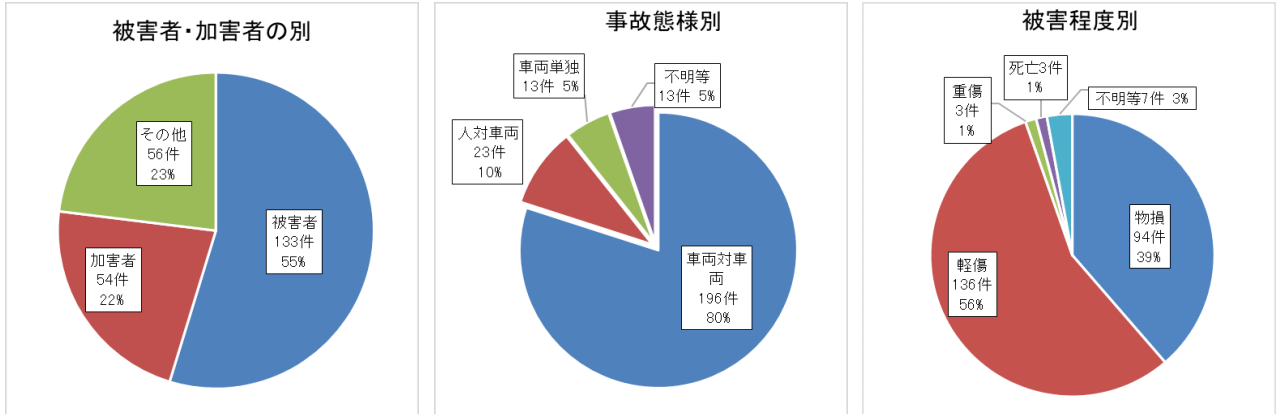
#### (1) 相談要旨

・「過失の程度」に関する相談が最も多く、続いて「賠償額の算定」「示談の仕方」が多い。「その他」も全体の約80パーセントを占め、相談が多様化している。  
 ・その他の主な内容は、「事故の相手方や保険会社の対応についての不満」「交通事故捜査について」「処罰・行政処分について」などがある。



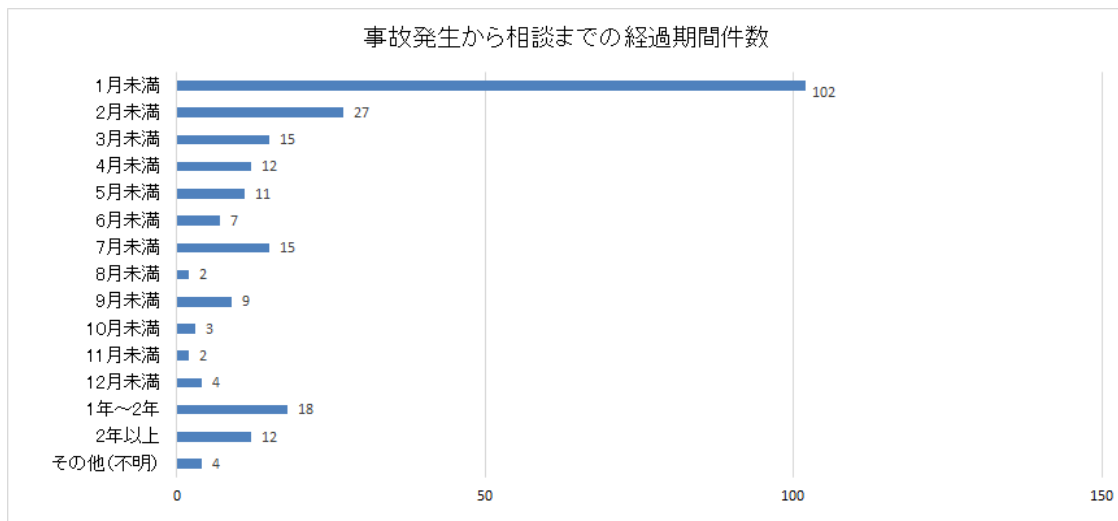
## (2) その他の内訳

- ・ 被害者・加害者別では、「被害者」が半数以上
- ・ 事故態様別では、「車両対車両」が約80%
- ・ 被害程度別では、軽傷事故が約56%、物損事故が39%、重傷事故等が約1%



## 5 事故発生から相談までの経過時間

- ・ 半数近くが事故から1か月未満に相談している一方、約1割は事故から1年以上経過後に相談している。



## 6 相談者への紹介・あっせん状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	令和4年度計
日弁連交通事故相談センター	5	3	6	2	3	5	0	0	3	5	3	4	39	38
交通事故紛争処理センター等	4	3	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	13	32
法テラス	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	6	9
その他	0	0	1	2	0	0	1	2	1	0	1	1	9	10
月計	11	6	8	5	6	5	3	2	4	5	4	8	67	89

7 相談者の居住地別利用状況

市町村名		合計	市町村名		合計
前橋市		44	吾妻郡	中之条町	0
高崎市		62		長野原町	0
桐生市		5		嬭恋村	1
伊勢崎市		20		草津町	0
太田市		26		高山村	0
沼田市		4		東吾妻町	1
館林市		9	利根郡	片品村	0
渋川市		5		川場村	0
藤岡市		10		昭和村	1
富岡市		2		みなかみ町	1
安中市		7	佐波郡玉村町		3
みどり市		8	邑楽郡	板倉町	1
北群馬	榛東村	2		明和町	0
	吉岡町	2		千代田町	1
多野	上野村	0		大泉町	1
	神流町	0		邑楽町	9
甘楽郡	下仁田町	0	県外		13
	南牧村	0	不明		5
	甘楽町	0	合計		243

## 群馬県交通事故相談所運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、群馬県交通事故相談所（以下「相談所」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (業務の実施基準)

第2条 群馬県行政組織規則（昭和32年群馬県規則第71号）第159条に規定する相談所の業務のうち、交通事故相談及び関係機関へのあっせんに関する業務は、次の各号に掲げる基準に従い行うものとする。

- (1) 賠償問題については、事故状況その他の事実関係の十分な調査に基づいて指導助言を行うこと。
- (2) 賠償問題に関する相談事案の処理に当たっては、当事者間の示談交渉そのものに介入しないこと。
- (3) 賠償問題に関する相談事案で、訴訟、調停等の司法手続きによらなければ問題の解決が困難と認められるものについては、利用可能な司法手続きを一般的に教示するとともに、弁護士会、法律扶助会等にあっせんしその処理に任せること。
- (4) 司法当局の裁判、捜査等の事務に介入し、又は著しい影響を与えることのないよう留意すること。
- (5) 更正問題に関する相談事案については、更正の方法、各種社会福祉制度の利用等につき指導助言するとともに、必要に応じて福祉事務所、公共職業安定所、社会福祉協議会等へのあっせんを行うこと。
- (6) その他一身上の問題についても、できる限り相談に応ずること。
- (7) 交通事故相談実施後についても、なお引き続いて補完的な指導を要すると認められるものについては、市町村、民生委員、人権擁護委員等に連絡し、協力を求める等必要な指導助言を与えること。

### (広報業務)

第3条 相談所の広報に関する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民に対する民事上の損害賠償制度、自動車損害賠償責任保険制度等交通事故による損害を受けた際に必要な予備知識の普及に関すること。
- (2) 交通事故被害者に対する損害賠償責任の適切な履行についての住民の関心の高揚及び交通事故被害者に対する援護思想の普及に関すること。

### (組織)

第4条 相談所に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長（道路管理課長が兼務）
- (2) 相談員

- 2 相談員は、交通事故被害者または、その家族等からの相談に応じ、必要な助言、指導およびこれらに付随する業務を行う。
- 3 所長は、相談所の業務を統括する。

### (相談事務取扱上の心得)

第5条 相談員は、相談業務を行うことに当たっては次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 常に奉仕的精神で相談に応じ、誠意を持って処理すること。
- (2) 常に関係法令を研究し、良識のかん養に努めること。
- (3) 先入観にとらわれることなく、公平に判断し、迅速に処理すること。
- (4) 知り得た相談事項の秘密を厳守し、当事者の名誉、信用および社会的地位を傷つけないようにすること。

### (相談及び方法)

第6条 相談所の受付時間は群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、月曜日から金曜日の毎日午前9時から午後3時30分までとする。

- 2 相談は、原則として面接により行う。

第7条 所長は相談内容の概要およびその処理状況を明らかにしておくため、交通事故相談受付簿（別記様式第1号）および交通事故相談処理票（別記様式第2号）を作成するものとする。

### (報告)

第8条 所長は、毎月、前月における交通事故相談について、その取扱状況の報告書を作成し、知事に提出するものとする。

### (委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、相談所の運営について必要な事項は、所長が定める。

### 附則

この要領は、昭和42年7月1日から施行する。

(中略)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。





\*\*\*\*\*

交通事故相談の概要 令和5年度

令和6年4月発行

編集・発行 群馬県県土整備部道路管理課

群馬県交通事故相談所

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

TEL 027-226-2388 (道路管理課交通安全対策室)

TEL 027-243-2511 (交通事故相談所)

\*\*\*\*\*